

(案)

大規模地震（災害）に関する  
静岡市議会の対応

静岡市議会

# 大規模地震(災害)に関する静岡市議会の対応

静岡市議会基本条例前文の「大規模地震等の災害対応については、議会として迅速かつ的確に行動する」及び、静岡市議会の運営等に関する規約(平成20年5月1日議会運営委員会決定)第7章〔非常時の対応〕(第66条～第69条)の規定を基に、静岡市議会の基本的な対応を定める。

\*規約 P5参照

## 1 大規模地震(災害)発生以前

(1) 東海地震注意情報 ⇒ 気象庁において判定会(地震防災対策強化地域判定会)が開催され、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。

- ① 公共交通機関等の状況 ⇒ (鉄道) 平常どおり利用可能。  
ただし、長距離夜行列車及び貨物列車は強化地域内に侵入しない。  
(バス) 平常どおり利用可能。  
(道路) 平常どおり通行可能。

② 注意情報の周知 ⇒ 同報無線、庁内放送、テレビ、ラジオ

③ 注意情報発表時の静岡市職員配備体制  
⇒ 防災情報メールを受け、本部(各班)、区本部、地区支部の第1次配備体制(指定職員)が敷かれる。

⇒ 

議会事務局職員は、災害対策本部総括部議会班として配備に就く。
--------------------------------

### ○【会議開会中の対応】

ア 議長(委員長)は、議会事務局から関係情報について速やかに報告を受け、発言の途中であっても、直ちに延会又は散会を宣言する。(規約第66条)

イ 議会事務局職員は、傍聴者に退庁を促す。

ウ 議長、副議長及び議員は、退庁する。

エ 議長及び副議長は常に居所を明らかにし、議会事務局職員は、必要に応じ議長及び副議長に關係情報を報告し指示を受けるとともに、議員に対し適切な連絡を行う。  
なお、議員への連絡方法は、原則として携帯電話メール又は非常連絡網による。

## ○【会議閉会時（休会日）の対応】

ア 議長、副議長及び登庁している議員は退庁する。

イ 議長及び副議長は常に居所を明らかにし、議会事務局職員は、必要に応じ議長及び副議長に關係情報を報告し指示を受けるとともに、議員に対し適切な連絡を行う。  
なお、議員への連絡方法は、原則として携帯電話メール又は非常連絡網による。

(2) 東海地震予知情報 ⇒ 東海地震の発生のおそれがあると判断した場合に発表される。

「警戒宣言発令」「地震災害警戒本部設置」「交通規制実施」

① 公共交通機関等の状況 ⇒ (鉄道) 最寄りの駅等付近の安全なところまで走行し、運転を中止する。

(バス) 付近の安全なところまで走行し、運行を中止する。

(道路) 緊急輸送路・避難路を確保するため交通規制がされる。

車は徐行運転。

② 予知情報の周知 ⇒ 同報無線、庁内放送、テレビ、ラジオ

③ 予知情報発表時の静岡市職員配備体制

⇒ 防災情報メールを受け、本部（各班）、区本部、地区支部の第2次配備体制（全職員）が敷かれる。

⇒ 議会事務局職員は、地区支部配備要員を除き、災害対策本部総括部議会班として配備に就く。

議長、副議長及び議員は東海地震注意情報発令時、既に退庁している。

## 【注意】

東海地震注意情報の発令がなく、いきなり東海地震予知情報が発令された場合は、注意情報発令時の対応に準じる。

## 2 大規模地震（災害）の発生（突発型大規模地震）

### ○【会議開会中の対応】

ア 議長(委員長)は、発言の途中であっても、直ちに延会又は散会を宣言する。

(規約第66条)

イ 本会議中の議場からの避難は「本館3階避難経路図\*P6参照」及び「本館4階避難経路図\*P7参照」に基づき、議会事務局職員が議員、傍聴者等を第3委員会室へ誘導する。

ウ 委員会開催中に大規模地震が発生した場合は、そのまま各委員会室に待機する。ただし、状況により、各委員会担当書記は他の部屋又は場所へ誘導を行う。

#### ★避難先（地震規模、被害状況等による）

- ・委員会室
- ・各会派控室
- ・庁舎本館 人工台地
- ・庁舎新館 御幸通側玄関
- ・一次避難地（青葉学区）  
クリエーター支援センター（旧青葉小学校）、駿府城公園、浅間神社、  
城内小学校、雙葉学園中学・高校
- ・広域避難地（駿府城公園）

エ 議会事務局職員は、避難状況について確認し、議長及び副議長にその旨を報告する。

オ 状況に応じて、議長、副議長及び議員は議会事務局職員に帰路を報告後退庁する。

カ 議長及び副議長は常に居所を明らかにし、議会事務局職員は、必要に応じ議長及び副議長に關係情報を報告し指示を受けるとともに、議員に対し適切な連絡を行う。

なお、議員への連絡方法は、原則として携帯電話メールによる。

### ○【会議閉会時（休会日）の対応】

ア 議員は、「安否確認要領」に沿って直ちに安否を議会事務局職員に報告する。

イ 状況に応じて、議長、副議長及び登庁している議員は議会事務局職員に帰路を報告後、退庁する。

ウ 議長及び副議長は常に居所を明らかにし、議会事務局職員は、必要に応じ議長及び副議長に關係情報を報告し指示を受けるとともに、議員に対し適切な連絡を行う。

なお、議員への連絡方法は、原則として携帯電話メールによる。

### 3 発災後の対応

#### (1) 発災時における議員の基本的な対応

議員は、それぞれの地域において、地区支部と連携し災害救援活動に協力する。

#### (2) 発災後の市議会としての対応

- ア 議長は、必要に応じ各会派代表者会議又は全員協議会を招集し、今後の対応について協議を行う。
- イ 当局からの被害状況報告を受け、議会として現状を把握し、その対応について協議を行う。
- ウ 必要に応じ、要望をとりまとめ、国、県、地元選出関係国会議員等、関係機関に要望活動を行う。
- エ その他議会として必要な対応を協議する。

### 4 その他（メールによる安否確認及び情報伝達）

#### (1) 発災前（東海地震注意情報・予知情報）

防災情報メールにより各議員あて情報が送られる。  
必要に応じ、事務局の携帯電話メールにより、各議員へ情報伝達。  
総合防災訓練時に使用する「非常連絡網」の活用。

#### (2) 発災時

防災情報メールにより各議員あて情報が送られる。（安否確認を含む。）  
必要に応じ、事務局の携帯電話メールにより、各議員へ情報伝達。  
電話が使用できる場合は、総合防災訓練時に使用する「非常連絡網」の活用。

#### (3) 発災後

必要に応じ、事務局の携帯電話メールにより、各議員へ情報伝達。  
電話が使用できる場合は、総合防災訓練時に使用する「非常連絡網」の活用。

### 5 「大規模地震（災害）に関する静岡市議会の対応」の改定

議長は、必要に応じて随時改定することができる。

## 静岡市議会の運営等に関する規約（一部抜粋）

### 第7章 非常時の対応

（本会議・委員会の休憩、延会、散会）

第66条 議長は、非常の事態により会議の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩又は延会を宣告することができる。

2 委員長は、非常の事態により委員会の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩又は散会を宣告することができる。

（避難が必要となったときの対応）

第67条 議場からの避難が必要となったときは、会派代表者は、所属議員全員の避難が完了したときに、事務局長へその旨を報告する。

2 委員会室からの避難が必要となったときは、委員長は、委員会の所属議員全員の避難が完了したときに、事務局長へその旨を報告する。

3 その他、議事堂からの避難が必要となったときは、事務局の誘導に従う。

（議場・委員会室が停電したときの対応）

第68条 本会議又は委員会の会議中に停電が発生したときは、発言者は、直ちにその発言を中断しなければならない。

2 前項の規定により発言者が発言を中断した後、議長は、本会議の休憩又は延会を宣告することができる。

3 第1項の規定により発言者が発言を中断した後、委員長は、委員会の休憩又は散会を宣告することができる。

（本会議又は委員会の再開等）

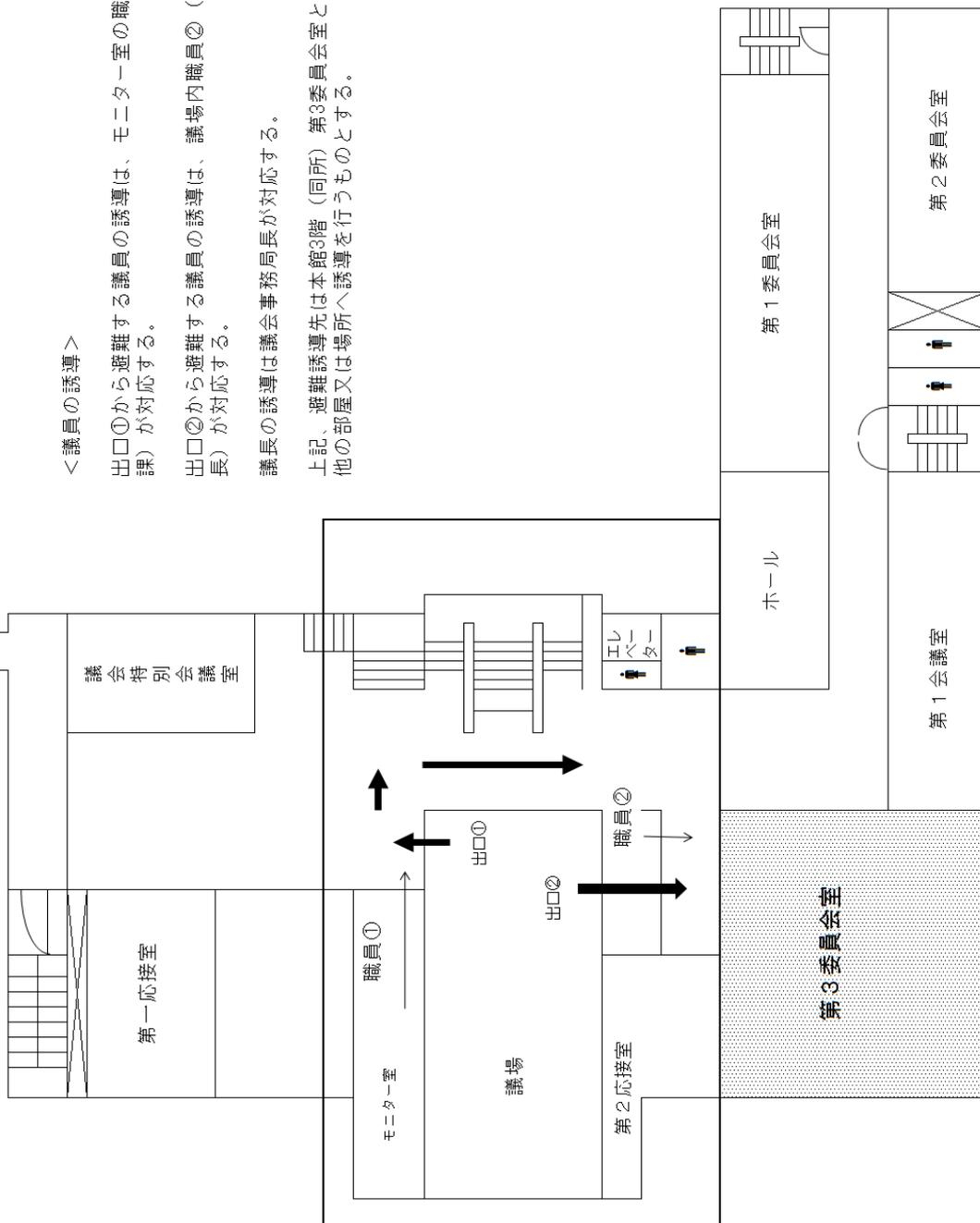
第69条 第66条及び前条の規定により本会議を休憩したときは、議会運営委員会で本会議の再開時刻を協議する。

2 議会運営委員会で前項の規定による協議ができないときは、議長は、各会派代表者の意見を聞いて決定する。

3 第66条及び前条の規定により委員会を休憩又は散会したときは、委員長は、次の委員会の開議日時を定める。

# 本館3階避難経路図

新館連絡通路



< 議員の誘導 >

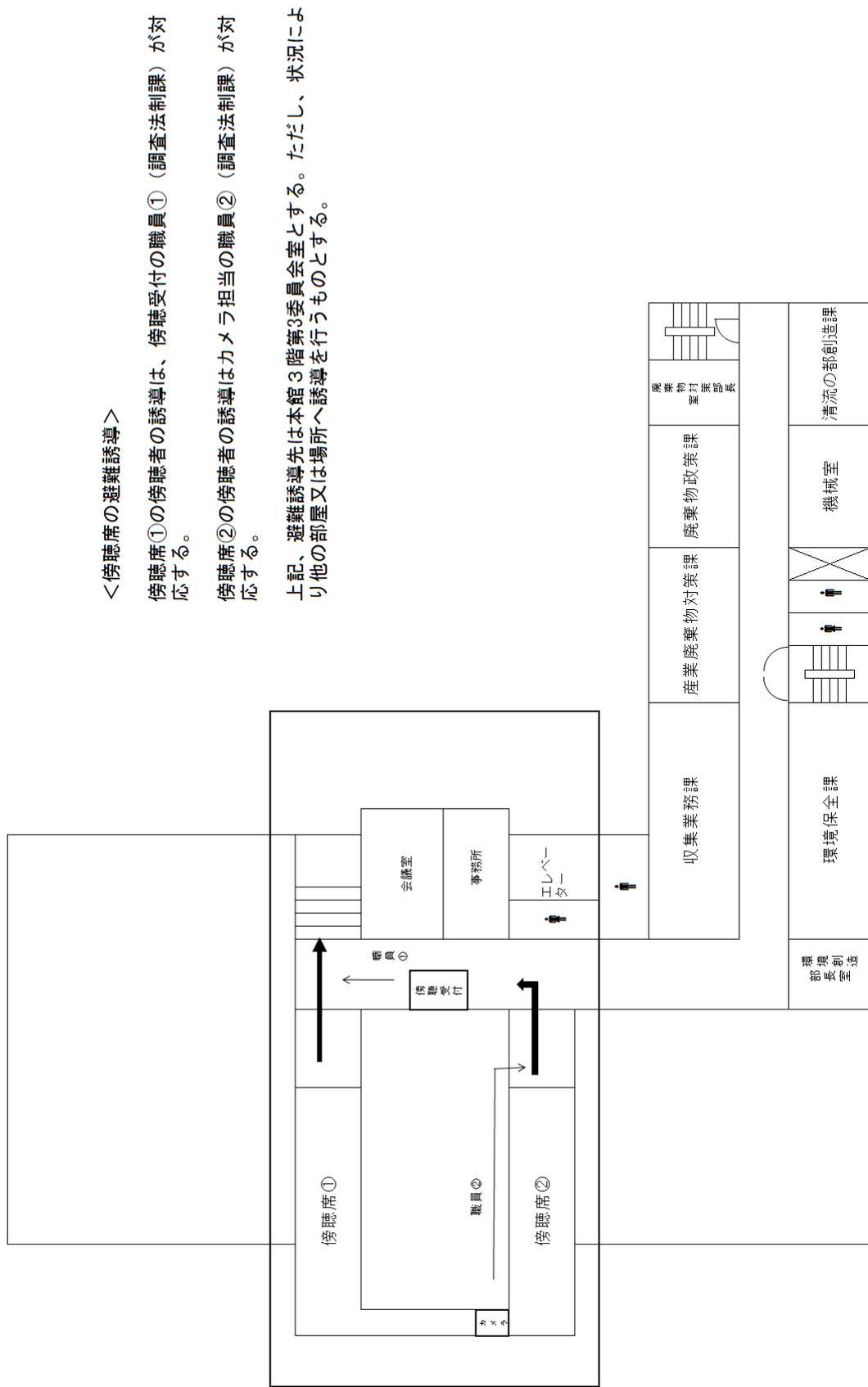
出口①から避難する議員の誘導は、モニター室の職員①（議事課・調査法制課）が対応する。

出口②から避難する議員の誘導は、議場内職員②（議会総務課長・調査法制課長）が対応する。

議長の誘導は議会事務局長が対応する。

上記、避難誘導先は本館3階（同所）第3委員会室とする。ただし、状況により他の部屋又は場所へ誘導を行うものとする。

# 本館4階避難経路図



## ＜傍聴席の避難誘導＞

傍聴席①の傍聴者の誘導は、傍聴受付の職員①（調査法制課）が対応する。

傍聴席②の傍聴者の誘導はカメラ担当の職員②（調査法制課）が対応する。

上記、避難誘導先は本館3階第3委員会室とする。ただし、状況により他の部屋又は場所へ誘導を行うものとする。